

宮城県告示第七百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用及び使用の手続開始の申立てがあったので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和元年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用及び使用の手続が開始される土地等

1 起業者の名称 宮城県

2 事業の種類 県道石巻鮎川線改築工事（給分浜道路・石巻市大原浜京地地内から同市給分浜羽黒下地内まで）

3 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地 石巻市大原浜京地，大原浜戸泥，大原浜一の峠，大原浜北川原，大原浜隠里，大原浜中田，大原浜畑下，大原浜田の上，大原浜洞ノ口，大原浜法元寺，大原浜屋敷及び大原浜関の入地内

(二) 使用の手続が開始される土地 石巻市大原浜京地，大原浜戸泥，大原浜一の峠，大原浜北川原，大原浜隠里，大原浜中田，大原浜畑下，大原浜田の上，大原浜洞ノ口及び大原浜法元寺地内

二 起業者が収用及び使用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

石巻市役所（道路第1課）